

令和7年度 税額通知書(特別徴収義務者用)

京都 市

年度 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更 通知書(特別徴収義務者用)

7

CB507116

様方

特別徴収税額	課 税 人 員			非課 税 人 員		
	人 数	納 付 額	人 数	納 付 額		
月	6月分		12月分			
割	7月分		1月分			
額	8月分		2月分			
	9月分		3月分			
	10月分		4月分			
	11月分		5月分			
(備 考)						

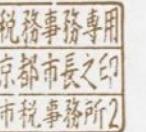
地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに京都市市税条例第32条の4(第32条の7)第1項の規定により、
年度の給与所得等に係る市民税、府民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として(市長が被告の代表者となります)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、審査請求書は、京都市市税事務所に提出してください。

年 月 日

京都市長



指定番号	宛名番号	市町村コード	個人番号	特別徴収税額	納付	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住 所				氏 名														
様方				変更月 月														

指定番号	宛名番号	市町村コード	個人番号	特別徴収税額	納付	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住 所				氏 名														
様方				変更月 月														

指定番号	宛名番号	市町村コード	個人番号	特別徴収税額	納付	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住 所				氏 名														
様方				変更月 月														

指定番号	宛名番号	市町村コード	個人番号	特別徴収税額	納付	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住 所				氏 名														
様方				変更月 月														

指定番号	宛名番号	市町村コード	個人番号	特別徴収税額	納付	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住 所				氏 名														
様方				変更月 月														

指定番号	宛名番号	市町村コード	個人番号	特別徴収税額	納付	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	(摘要)
住 所				氏 名														
様方				変更月 月														

個人番号又は法人番号															
特別徴収義務者名															

頁

問合せ先

※「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄については、平成30年度分から当分の間記載しないこととなったため空欄としています。

5024416

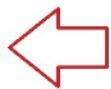
W50315A

令和8年度 税額通知書(特別徴収義務者用)

年度 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更 通知書(特別徴収義務者用)

京都市

⑧



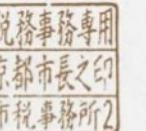
左記の2か所
修正

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに京都市市税条例第32条の4(第32条の7)第1項の規定により、
年度の給与所得等に係る市民税、府民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に市長に審査請求することができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として(市長が被告の代表者となります)提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、審査請求書は、京都市市税事務所に提出してください。

年 月 日



京都市長

様方

月 割 額	特別徴収税額		課 税 人 員		非課 税 人 員	
	人 数	納 付 額	人 数	納 付 額		
6月分			12月分			
7月分			1月分			
8月分			2月分			
9月分			3月分			
10月分			4月分			
11月分			5月分			
(備 考)						

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	個人番号 受給者番号	特別徴収 税額	納 付 額	6月分	7月分	10月分	2月分	(摘要)
住 所				氏 名				8月分	9月分	3月分
様方								12月分	1月分	4月分
								5月分		5月分
変更月 月										

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	個人番号 受給者番号	特別徴収 税額	納 付 額	6月分	7月分	10月分	2月分	(摘要)
住 所				氏 名				8月分	9月分	3月分
様方								12月分	1月分	4月分
								5月分		5月分
変更月 月										

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	個人番号 受給者番号	特別徴収 税額	納 付 額	6月分	7月分	10月分	2月分	(摘要)
住 所				氏 名				8月分	9月分	3月分
様方								12月分	1月分	4月分
								5月分		5月分
変更月 月										

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	個人番号 受給者番号	特別徴収 税額	納 付 額	6月分	7月分	10月分	2月分	(摘要)
住 所				氏 名				8月分	9月分	3月分
様方								12月分	1月分	4月分
								5月分		5月分
変更月 月										

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	個人番号 受給者番号	特別徴収 税額	納 付 額	6月分	7月分	10月分	2月分	(摘要)
住 所				氏 名				8月分	9月分	3月分
様方								12月分	1月分	4月分
								5月分		5月分
変更月 月										

指定 番号	宛名 番号	市町村 コード	個人番号 受給者番号	特別徴収 税額	納 付 額	6月分	7月分	10月分	2月分	(摘要)
住 所				氏 名				8月分	9月分	3月分
様方								12月分	1月分	4月分
								5月分		5月分
変更月 月										

個人番号又は法人番号	
特別徴収義務者名	

頁

問合せ先

令和7年度 税額通知書(納税義務者用)表面

年度 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)											
所 得	給与収入	主たる給与	營農	不利	配給	譲渡	総所得	③	6月分	受給者番号	氏 名
	給与所得 (所得金額調整控除後)	以外の合算	等業動子	當与	時				7月分		指定番号
	所得区分								8月分		
	その他の所得計								9月分		
総所得金額①								10月分			
所 得 控 除	雑損	障・寡・ひ・勤						11月分			
	医療費	配偶者						12月分			
	社会保険料	配偶者特別						1月分			
	小規模企業共済	扶養						2月分			
	生命保険料	基礎						3月分			
	地震保険料	所得控除合計②						4月分			
(摘要)											

0243V14

15009A

令和7年度 稅額通知書(納税義務者用)裏面

7

◎令和7年度の税額の計算方法

(前年度以前分についてはお問い合わせください)

総所得金額①-所得控除合計②=課税総所得金額③
課税総所得金額③×税率=税額控除前所得割額④
税額控除前所得割額④-税額控除額⑤=所得割額⑥
所得割額⑥+均等割額⑦+森林環境税額⑧=特別徴収税額⑨
特別徴収税額⑨-控除不足額⑩=差引納付額
(注)1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。
3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

◎税率

・均等割	市民税 3,000円	府民税 1,600円
・所得割 (総合課税分)	市民税 8%	府民税 2%
・森林環境税 1,000円		

◎所得控除

総損控除 (実質損失額-総所得金額等の合計額×10%) 又は (災害関連支出の金額-5万円) のうちいずれか高い方の金額

支 払 金 額		医療費控除		
支 払 金 額			医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円)	
支 払 金 額			※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合	
支 払 金 額			特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)	
支 払 金 額		支 払 金 額		
支 払 金 額			12,000円以下のとき 全額	
支 払 金 額			12,000円超32,000円以下のとき 支払金額の1/2+6,000円	
支 払 金 額			32,000円超56,000円以下のとき 支払金額の1/4+14,000円	
支 払 金 額			56,000円超のとき 28,000円	
支 払 金 額			15,000円以下のとき 全額	
支 払 金 額			15,000円超40,000円以下のとき 支払金額の1/2+7,500円	
支 払 金 額			40,000円超70,000円以下のとき 支払金額の1/4+17,500円	
支 払 金 額			70,000円超のとき 35,000円	

支 払 金 額		社会保険料控除等		
支 払 金 額			納税者本人の所得金額 900万円以下	
支 払 金 額			900万円超 950万円以下	
支 払 金 額			950万円超 1,000万円以下	
支 払 金 額			1,000万円超 1,000万円以下	
支 払 金 額		所得金額		
支 払 金 額			48万円超 33万円	
支 払 金 額			95万円超 33万円	
支 払 金 額			100万円超 31万円	
支 払 金 額			105万円超 26万円	
支 払 金 額			110万円超 21万円	
支 払 金 額			115万円超 16万円	
支 払 金 額		所得金額		
支 払 金 額			48万円超 33万円	
支 払 金 額			95万円超 33万円	
支 払 金 額			100万円超 31万円	
支 払 金 額			105万円超 26万円	
支 払 金 額			110万円超 21万円	
支 払 金 額			115万円超 16万円	
支 払 金 額		所得金額		
支 払 金 額			48万円超 33万円	
支 払 金 額			95万円超 33万円	
支 払 金 額			100万円超 31万円	
支 払 金 額			105万円超 26万円	
支 払 金 額			110万円超 21万円	
支 払 金 額			115万円超 16万円	
支 払 金 額		所得金額		
支 払 金 額			48万円超 33万円	
支 払 金 額			95万円超 33万円	
支 払 金 額			100万円超 31万円	
支 払 金 額			105万円超 26万円	
支 払 金 額			110万円超 21万円	
支 払 金 額			115万円超 16万円	
支 払 金 額		所得金額		
支 払 金 額			48万円超 33万円	
支 払 金 額			95万円超 33万円	
支 払 金 額			100万円超 31万円	
支 払 金 額			105万円超 26万円	
支 払 金 額			110万円超 21万円	
支 払 金 額			115万円超 16万円	
支 払 金 額		所得金額		
支 払 金 額			48万円超 33万円	
支 払 金 額			95万円超 33万円	
支 払 金 額			100万円超 31万円	
支 払 金 額			105万円超 26万円	
支 払 金 額			110万円超 21万円	
支 払 金 額			115万円超 16万円	
支 払 金 額		所得金額		
支 払 金 額			48万円超 33万円	
支 払 金 額			95万円超 33万円	
支 払 金 額			100万円超 31万円	
支 払 金 額			105万円超 26万円	
支 払 金 額			110万円超 21万円	
支 払 金 額			115万円超 16万円	
支 払 金 額		所得金額		
支 払 金 額			48万円超 33万円	
支 払 金 額			95万円超 33万円	
支 払 金 額			100万円超 31万円	
支 払 金 額			105万円超 26万円	
支 払 金 額			110万円超 21万円	
支 払 金 額			115万円超 16万円	
支 払 金 額		所得金額		
支 払 金 額			48万円超 33万円	
支 払 金 額			95万円超 33万円	
支 払 金 額			100万円超 31万円	
支 払 金 額			105万円超 26万円	
支 払 金 額			110万円超 21万円	
支 払 金 額			115万円超 16万円	
支 払 金 額		所得金額		
支 払 金 額			48万円超 33万円	
支 払 金 額			95万円超 33万円	
支 払 金 額				

令和8年度 税額通知書(納税義務者用)表面

年度 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)											
所 得 得 得	給与収入			主たる給与	營業	農業	不利	配給	給	譲渡	時
	給与所得			等	業	動	子	当	雜		
	(所得金額調整控除後)										
	その他の所得計										
総所得金額①											
課 税 標 準	総所得③										
	山林所得										
	分離短期譲渡										
	分離長期譲渡										
	株式等の譲渡										
	上場株式等の配当等										
	先物取引										
	雑損			障・寡・ひ・勤							
	医療費			配偶者							
	社会保険料			配偶者特別							
小規模企業共済			扶養								
生命保険料			特定親族特別								
地震保険料			基礎								
所得控除合計②											
(摘要)											
} 所得控除の枠が1行分増えた影響で、 (摘要)は枠が1行分狭くなっています											
市民税 府民税	税額控除前所得割額④										
	税額控除額⑤										
	所得割額⑥										
	均等割額⑦										
	税額控除前所得割額④										
	税額控除額⑤										
	所得割額⑥										
	均等割額⑦										
	森林環境税額⑧										
	特別徴収税額⑨										
	控除不足額⑩										
	既充当・賛委託納付額⑪										
既納付額⑫											
差引納付額(⑨-⑫-⑩)											
変更前税額⑬											
増減額(⑨-⑬)											
変更月	月										
受給者番号 氏名 指定番号											
住 所 様 宛名番号											
年月日 様方											
京都市長 稅務事務専用 京都市長之印											
市税事務所2											
お問合せ番号											
問合せ先											
(課税の内容)											

令和8年度 納入書(表面) ※令和7年度版から変更点なし

京都市 市府民税特別徴収 森林環境税 領収証書			京都市 市府民税特別徴収 森林環境税 納入書			京都市 市府民税特別徴収 森林環境税 納入済通知書																													
市区町村コード		口座番号		加入者名		市区町村コード		口座番号		加入者名		市区町村コード		口座番号		加入者名																			
2 6 1 0 0 9		01010-3-960099		京都市会計管理者		2 6 1 0 0 9		01010-3-960099		京都市会計管理者		2 6 1 0 0 9		01010-3-960099		京都市会計管理者																			
年 月 分		預 定 番 号		納 入 金 額(1) 円		年 月 分		預 定 番 号		納 入 金 額(1) 円		年 月 分		預 定 番 号		納 入 金 額(1) 円																			
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		納 入 金 額(1) 給与分 (一括徴収) (分を含む)		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		納 入 金 額(1) 給与分 (一括徴収) (分を含む)		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		納 入 金 額(1) 給与分 (一括徴収) (分を含む)		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		納 入 金 額(1) 給与分 (一括徴収) (分を含む)		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円																			
納 入 金 額(1) 給与分 (一括徴収) (分を含む)		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		退 職 所 得 分		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		退 職 所 得 分		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		退 職 所 得 分		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		退 職 所 得 分																			
退 職 所 得 分		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		延 滞 金		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		延 滞 金		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		延 滞 金		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		延 滞 金																			
延 滞 金		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		合 计 額		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		合 计 額		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		合 计 額		金 額 千 百 十 万 千 百 十 円		合 计 額																			
納 期 限		年 月 日 (2)		合 计 額		納 期 限		年 月 日 (2)		合 计 額		納 期 限		年 月 日 (2)		合 计 額																			
※ 日 計		日 元		※ 日 計		日 元		※ 日 計		日 元		※ 日 計		日 元		※ 日 計																			
(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在 氏 名 又は 名 称				領 取 日 付 印 様		(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在 氏 名 又は 名 称				領 取 日 付 印 様		(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在 氏 名 又は 名 称				領 取 日 付 印 納																			
上記のとおり領取しました。 (納入者保管)												上記のとおり納入します。 整理番号(99) (金融機関等保管)												上記のとおり通知します。 (市町村保管) (整理番号(99))											

令和7年度 納入書(裏面)

退職所得に係る個人市民税 個人府民税 納入申告書	
京都市長 あて	
令和 年 月 日提出 令和 年 月 分 入員 人	
退職手当等支払金額	
特 別 徴 収 税 額	
市 民 稅	
府 民 稅	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり 分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
(特別徴収義務者)	
住所又は〒 所 在 地	
氏名又は 名 称	
法人番号又は個人番号	
連絡先 () -	
氏 名 様 氏 名 様	
① 1月1日 京都市 ② 1月1日 京都市	
退職者現在の住所	
勤続年数 年 年1月未満切上	
就職日/退職日 年 月 日 ~ 年 月 日	
内訳 支払金額 円 内訳 支払金額 円	
特別徴収税額 円 内訳 特別徴収税額 円	
府民税 円	
個人市民税 円	
個人府民税 円	
ご注意	
○金額の記入に当たっては、金額の先頭に「¥」を記入してください。	
○左の納入申告書は、退職所得に係る市民税・府民税の納入申告書です。退職所得に係る市民税・府民税を徴収し、本市に納入していただく場合に記入してください。(詳細は「給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収の手引」中、「退職手当等からの特別徴収について」をご覧ください。)	
1 「令和 年 月 分」欄 表面の納入書と同じ「年・月」を記入してください。	
2 「人員」欄 退職手当等から市民税・府民税を特別徴収した人員を記入してください。	
3 「退職手当等支払金額」欄 2に記入された者に対して支給した退職手当等の金額の合計額を記入してください。	
4 「特別徴収税額」欄 2に記入された者について算出された退職所得に係る市民税・府民税のそれぞれの税額の合計額を記入してください。	
※退職者が3名以上又は他の支払者からの退職手当等を合算して特別徴収税額を算出している場合は、「給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収の手引」に綴じ込んでおります「退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書」を提出してください。	
○問合わせ先 (令和2年1月1日以降は以下のとおり 電話番号が変わります。) ⇒ 京都市市税事務所 法人諸税室 (特別徴収担当) (075) 213-5246	
○問合わせ先 京都市市税事務所 法人諸税室 (特別徴収担当) (075) 222-3658	
納入場所	
○京都市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所(ただし窓口開所時間に限る)、右京区役所京北出張所(ただし窓口開所時間に限る。)	
○指定金融機関及び以下の収納代理金融機関 (全国の本店・支店・出張所で取り扱います。)	
銀行 みずほ 三菱UFJ 三井住友 北陸 北國 滋賀 京都 池田泉州 南都 但馬 徳島大正	
信用金庫 京都 京都中央	
信用組合 京滋 近畿産業	
農業協同組合 京都府信用農業協同組合連合会 京都市 京都中央 京都	
その他 近畿労働金庫	
○近畿2府4県の区域内に所在する、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局 (京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)	
○上記以外のゆうちょ銀行直営店及び郵便局 既に指定しましたゆうちょ銀行直営店及び郵便局に限り取り扱います。 なお、「指定通知書」が必要な場合は、「給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収の手引」に綴じ込んでおりますので、郵便局等に提出してください。	

令和8年度 納入書(裏面)

退職所得に係る 個人市民税 納入申告書									
(宛先)京都市長 (受付印)									
令和 年 月 日提出									
令和 年 月 分		人 員		人					
退職手当等 支払金額	十 億 千 百	十 万 千 百 十	円						
特別徵 収税額	市民税								
	府民税								
特別徵 収義務者	住所又は所在地								
	氏名又は名称								
法人番号又は個人番号									連絡先()
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。									
※ 特別徵収票(退職所得の源泉徵収票)を京都市へ提出してください。									

ご注意

○金額の記入に当たっては、金額の先頭に「¥」を記入してください。
 ○左の納入申告書は、退職所得に係る市民税・府民税の納入申告書です。退職所得に係る市民税・府民税を徴収し、本市に納入していただく場合に記入してください。

1 「令和 年 月 分」欄
表面の納入書と同じ「年・月」を記入してください。

2 「人員」欄
退職手当等から市民税・府民税を特別徴収した人員を記入してください。

3 「退職手当等支払金額」欄
2に記入された者に対して支給した退職手当等の金額の合計額を記入してください。

4 「特別徴収税額」欄
2に記入された者について算出された退職所得に係る市民税・府民税のそれぞれの税額の合計額を記入してください。

※ 特別徴収票(退職所得の源泉徵収票)を京都市へ提出してください。

○問い合わせ先
京都市市税事務所 法人諸税室 特別徴収担当
電話 (075)222-3658

(令和8年4月1日現在)

納入場所

○京都市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所(ただし窓口開所時間に限る)、右京区役所京北出張所(ただし窓口開所時間に限る)。

○指定金融機関及び以下の取扱代理金融機関
(全国の本店・支店・出張所で取り扱います。)

銀行 みずほ 三菱UFJ 三井住友 北陸 北國 滋賀
京都 池田泉州 南都 但馬 徳島大正

信用金庫 京都 京都中央

信用組合 京滋 近畿産業

農業協同組合 京都府信用農業協同組合連合会 京都市 京都中央 京都

その他 近畿労働金庫

○近畿2府4県の区域内に所在する、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局
(京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)

○上記以外のゆうちょ銀行直営店及び郵便局
既に指定しましたゆうちょ銀行直営店及び郵便局に限り取り扱います。
なお、「指定通知書」が必要な場合は、「給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収の手引」に記載しておりますので、郵便局等に提出してください。
しおり

令和7年度版からの修正箇所

退職所得に係る 個人市民税 納入申告書									
(宛先)京都市長 (受付印)									
令和 年 月 日提出									
令和 年 月 分		人 員		人					
退職手当等 支払金額	十 億 千 百	十 万 千 百 十	円						
特別徵 収税額	市民税								
	府民税								
特別徵 収義務者	住所又は所在地								
	氏名又は名称								
法人番号又は個人番号									連絡先()
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。									
※ 特別徵収票(退職所得の源泉徵収票)を京都市へ提出してください。									

ご注意

○金額の記入に当たっては、金額の先頭に「¥」を記入してください。
 ○左の納入申告書は、退職所得に係る市民税・府民税の納入申告書です。退職所得に係る市民税・府民税を徴収し、本市に納入していただく場合に記入してください。

1 「令和 年 月 分」欄
表面の納入書と同じ「年・月」を記入してください。

2 「人員」欄
退職手当等から市民税・府民税を特別徴収した人員を記入してください。

3 「退職手当等支払金額」欄
2に記入された者に対して支給した退職手当等の金額の合計額を記入してください。

4 「特別徴収税額」欄
2に記入された者について算出された退職所得に係る市民税・府民税のそれぞれの税額の合計額を記入してください。

※ 特別徵収票(退職所得の源泉徵収票)を京都市へ提出してください。

○問い合わせ先
京都市市税事務所 法人諸税室 特別徴収担当
電話 (075)222-3658

(令和8年4月1日現在)

納入場所

○京都市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所(ただし窓口開所時間に限る)、右京区役所京北出張所(ただし窓口開所時間に限る)。

○指定金融機関及び以下の取扱代理金融機関
(全国の本店・支店・出張所で取り扱います。)

銀行 みずほ 三菱UFJ 三井住友 北陸 北國 滋賀
京都 池田泉州 南都 但馬 徳島大正

信用金庫 京都 京都中央

信用組合 京滋 近畿産業

農業協同組合 京都府信用農業協同組合連合会 京都市 京都中央 京都

その他 近畿労働金庫

○近畿2府4県の区域内に所在する、ゆうちょ銀行直営店及び郵便局
(京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)

○上記以外のゆうちょ銀行直営店及び郵便局
既に指定しましたゆうちょ銀行直営店及び郵便局に限り取り扱います。
なお、「指定通知書」が必要な場合は、「給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収の手引」に記載しておりますので、郵便局等に提出してください。
しおり